

福祉事務所長に対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に係る事務委任規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県規則第五十七号

福祉事務所長に対する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に係る事務委任規則

- 1 中國残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律三十号。以下「法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十九条第四項の規定により、法第十四条第一項に規定する支援給付（以下「支援給付」という。）の実施機関としての知事の権限に属する支援給付の決定及び実施に関する事務は、奈良県福祉事務所設置条例（昭和三十年九月奈良県条例第二十四号）に定める福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）に委任する。
- 2 前項に定めるもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十三条第二項の規定により、知事の権限に属する支援給付の費用の徴収に関する事務は、福祉事務所長に委任する。

### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。